



レンタル電動キックボード 重要事項説明書

□免許の種類

レンタル電動キックボードの運転には、原付免許（普通自動車免許などの付帯免許を含む）運転免許が必要となります。

□保険保証制度

レンタル電動キックボードには右記の保険保証制度が付帯されております。ただし、保険約款の免責事項に該当する事故、貸借約款に違反する事故、警察の事故証明書が取得できない場合は、全てお客様のご負担となる場合があります。

保険内容	補償内容	免責額
対人賠償保険	無制限	なし
対物賠償保険	無制限	なし
人身傷害保険	無制限 (搭乗中の補償)	なし

□車両の確認

車両の貸し出し開始時には、当店スタッフ立合いのもと、必ず車両の外装（傷など）のご確認をお願いいたします。あわせて、必要書類が揃っているかのご確認もお願いいたします。また、返却時も当店スタッフ立合いのもと、必ず車両の外装（傷など）のご確認をお願いいたします。

□駐車違反

発生日より10日以内に警察へ出頭し、違反金の納付を行って下さい。納付されずに返却された場合は駐車違反違約金、レンタル電動キックボードの探索費用、車両の移動、保管引取りに要した費用、駐車違反違約金をお支払い頂きます。

□延長

利用延長される場合は、必ず当店までお電話にてお問い合わせください。延長不可能な場合もございますので、予めご了承下さい。なお、当社の承諾を得ることなく返却日時を超過した場合は延滞料金が発生いたします。

□事故

事故が発生した時は直ちに運転を中止し、必ず下記の対応をお願いいたします。

- ①負傷者の救護をしてください。
- ②その場から警察（110番）へ連絡してください。
- ③その場からmekke日光郷土センターに連絡してください。

□故障

車両に異常や不具合を感じたら、使用を中止し、当店までお電話にてご連絡ください。

□日常点検の実施

レンタル電動キックボードを2日以上借り受ける場合は、必ず日常点検を行い、安全運転に励行してください。

□ご利用に伴う確認事項

下記に該当しないことを確認のうえ、ご契約をお願いいたします。

- ・運転に際して、てんかん等の障害、持病がある。
- ・暴力団関係、その他反社会勢力に属している。
- ・アルコール摂取および薬物の服用をしている。